

岐阜県公報

号 外 (十) 令 和 七 年 四 月 一 日

目 次

教育委員会規則	
○岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則	(義務教育課)
○岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則	(高校教育課)
教育委員会訓令甲	
○岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令	(教育管理課)
○岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令	(同)
	二 三

教育委員会規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

六、六五三人
三五三人
八六人
九人
三七九人
四、〇一〇人
一八五人
四六人
五人
一九七人

を

六、六六六人
三五一人
八七人
八人
三八八人
四、〇二六人
一八三人
四五人
五人
二〇一人

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項中「管理監又は学校事務主幹」を「次に掲げる職」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 管理監又は学校事務主幹
- 二 担当主幹

第二十二條の二第二項中「及び学校事務主幹」を「学校事務主幹及び担当主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十二 立会人型電子契約サービス 県及び契約相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。

第十一条の二第三項中「保存期間」の下に「（完結文書の保管又は保存の期間をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 立会人型電子契約サービスにより施行する文書 主務課において承認すること。
第三十条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十八条第二項ただし書に規定する表簿の保存期間は、二十年とする。

第三十六条第一項に次の二号を加える。
七 立会人型電子契約サービスにより施行する文書 現地機関等において承認すること。

八 岐阜県公報又は官報により施行する文書 岐阜県公報発行規程又は岐阜県官報報告規程に定めるところにより処理すること。
第四十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第二十八条第二項ただし書に規定する表簿の保存期間は、二十年とする。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の
一部を次のように改正する。

第三条第二項中「清流の国推進部デジタル推進局情報システム課長」を「総合企画部
未来創成局情報システム課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社